

## 第10回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和8年3月12日（木）

午前10時から午前11時まで

場所：あま市役所 2階 F会議室

出席者：委員6人、オブザーバー2人、事務局5人、関係職員10人

### 1 あいさつ

吉田会長より

### 2 議題

(1)民法（成年後見等関係）の見直しの状況について（資料1・資料2）

事務局

2月に県を通して見直し状況の情報展開があったため共有した。

現行の法定後見制度は、事理弁識能力の程度に応じて3つの類型に分類されているが、補助類型に一元化される。現状、後見類型では包括的に代理権が付与されるが、一元化後は全て裁判所で認められた場合に代理権が付与される。ただし、現在で言う後見相当の方には特例を設けることができ、それを特定補助人と呼び、重要な財産行為の全部を取り消すことができる。

自治体に影響があることとして、15ページ15行目のとおり、家庭裁判所は「市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができる」とされた。首長申立てを行う場合には、各自治体で事前にケース会議等を開催し基本的な情報をもっていることが前提とされ、家庭裁判所が審判をするために市町村へ意見聴取をすることができる旨が明記されたことになる。

現在、申立ては診断書1枚の提出で受け付けられ、家庭裁判所が不足とした場合のみ鑑定を行っている。これが、見直し後は特定補助を利用する場合には鑑定が必要とされ、例外として医師2人の診断書提出で認めるとされている。鑑定の実施は少ないままで済むかもしれないが、医師2人分の診断書提出となれば、運用が変わると思われる。

スケジュールとしては3月上旬に閣議決定をして法案提出するとされているが、システムの改修に2年以上かかることが見込まれるため、令和10年夏から秋頃に施行を迎えると考えられている。

ここまでは、令和8年1月13日開催の法制審議会にて検討された内容だが、

1月27日にも開催され、要綱案の修正が行われている。大半が用語等の修正に留まっていることから共有は省略する。要綱案の範囲に含まれない、現行法との関わりや経過的措置についても意見がとりまとめられている。特に、現行法の利用者が、希望に応じて新しい制度へ移行したり法定後見制度の利用をやめることができるようにしておいたりしないと、申立てを控える事態が生じてしまうという指摘は、制度利用の促進に向けて取り組む中核機関としても懸念点となる。国が示す方針を把握し、対応する。

#### 委員

医師2人以上の診断書とあったかと思うが、診療科目の縛りはあるのか。

#### 事務局

現状、情報が入ってきていないため、わかり次第共有する。家庭裁判所でも何か把握されていれば教えていただきたい。

#### 家庭裁判所

今のところ、家庭裁判所にもそのような情報は入ってきていない。

#### (2)市民後見人の養成に関する取り組み状況について（資料3）

##### 事務局

スケールメリットの観点から海部圏域で養成を進めるため、令和5年2月から打合せを行っていたが、令和6年度より愛知県主催で市民後見人等養成研修が開催されることになった。最低限の研修を各自治体で実施できるが、不足部分への対応やフォローアップについて、圏域実施を検討したり権利擁護支援に関して幅広く意見交換したりするため、打合せを継続開催している。

前回協議会で報告した以降は、令和8年2月25日に開催した。各中核機関の基礎情報や権利擁護支援事業に関する取り組みを報告し、市民後見人等養成研修に関わる方針の共有や各中核機関から寄せられた照会事項に回答する形で打ち合わせを行った。

市民後見人等養成研修に関わる方針は表にまとめた通り。活躍の場は、これからつなげる予定や検討中のものも含まれている。フォローアップについては、自治体により異なるが、主に近隣自治体や、自治体内部の研修案内を送付しているところ、これから交流会等を開催予定としているところがあった。

各中核機関から寄せられた照会事項は、回答内容もふまえて共有した。

①について、どの自治体でも相談数が増加している。

②について、日時の利用者で必要となれば、成年後見制度へ繋ぐ体制が整っているところがほとんどだが、連携が進んでいないところもある。

③について、2週間を回答期限として専門職団体に依頼しており、特に財産状況は利用支援事業に該当し得るか伝えている。また、行政書士会はなり手が多いため、回答が早いとの情報もあった。他に、本人との距離感等を考え、地域で活躍している人に内諾を得てから依頼をすると回答が早いと共有されたが、あまり望ましくないとも言われているようで、今後は検討中とのこと。1回の調整で決まらない場合、法人に引き戻して受任しているとの話もあった。

④について、圏域内や先進的に取り組んでいる自治体が、過去に開催した講演会等で講師となっている方を参考にしているとのこと。

⑤について、権利擁護センターが社協にある場合も、市にある場合も情報共有し、一緒に動いているとの共有があった。

他には、利用支援事業の実施要項や相談受付時に使用する様式、首長申立てのフローチャート等について、情報提供を行った。

今後の方向性について、6年度は県研修の受講者がいない自治体もあったが、7年度はいずれも修了者が出る見込みである。そのため、修了者へのフォローアップ方法の確立や、活躍へ繋げていく必要がある。定期的に進捗を共有し、圏域内の研修等をどこまで活用しあうかなど、引き続き協議していくとした。

次回打ち合わせについて、令和8年6月から7月頃に実施する予定である。県研修修了者へのフォローアップについて、令和9年度以降の方針も検討する。

あま市の県研修受講者状況について、6年度修了者は、申込者21名のうち15名となった。この方々には、修了証の交付と合わせて権利擁護センターの紹介や活躍までの流れの想定共有、活躍の意向確認を行った。その後も、国が主催する意思決定支援研修や、県が主催する市民後見セミナーの登壇者としての募集、権利擁護センター主催の講演会の案内を行っている。

7年度県研修は11名の応募があった。うち3名は辞退の申し出があり、理由を聞くと、体調不良による継続困難や、元々抱いていた市民後見人のイメージと実際の活動の内容等に違いがあったとのこと、受講をキャンセルされた。

7年度の研修は、6年度と比較して、大きく変わったと思うことが3点ある。1点目にオリエンテーションの有無、2点目に効果測定の実施方法、3点目にグループワークの開催方法についてである。1点目、7年度は基礎研修、実践研修の前にそれぞれオリエンテーションが開催された。2点目、6年度は効果測定に回答してもらおうと、結果が県から市を通して受講者に返されていたが、7年度は効果測定に回答してすぐ受講者に結果が返るため、タイムラグなく受講が進められたと思われる。3点目、6年度はオンライン形式で1回のみだっ

たが、7年度は集合形式も開催されたため、出席しやすかったと思われる。

6年度に続き7年度の県研修も受講している社会福祉協議会の担当者から、研修の感想を共有してもらおう。

#### 社会福祉協議会

昨年はあま市在勤者として参加し、今年度は在住の自治体で参加した。

基礎研修は10月から12月、実践研修は12月から1月の期間で動画を視聴した。それぞれ研修前にeラーニングの操作方法などオリエンテーションがあり、スムーズに動画視聴ができ、参加しやすい状況だった。また、効果測定は、出題範囲ごとに行い、12問から20問の出題がありその中の9割以上の正解が合格基準とされていた。すぐに再試験もできる状況だが、問題の順番が変わっており、しっかり理解していないと回答基準に達しない仕組みだった。

グループワークは、オンラインで参加した。同じ市町村で参加の方が多く、認知症サポーターなどボランティア活動に取り組んでいる方や近所の高齢の方々のために何かしたいと思っている方、これから事業を立ち上げて、その中で後見業務をしたいと考えている方などと一緒にさせていただいた。また、ファシリテーターとして、尾張東部権利擁護支援センターの専門の方も入っていた。また、実際の活動についても事細かく教えていただいた。

動画の中では、名古屋家庭裁判所より成年後見人等のハンドブックの紹介もあり、実務にも活かせる、市民後見人のイメージを持てる研修となった。

#### 事務局

7年度の方々も受講期間が終了し、履修証明書の発行待ちである。今年度の修了者にも集合する場を設け、活躍の場の説明や意向確認を行う。

最後に担当者の所見を共有した。圏域内は市民後見人の養成について進め方に悩んでいるようで、修了者に対しても、研修等の案内を送る程度に留まっていた。しかし、実情として修了者がいて、これから7年度の修了者も出てくるタイミングとなるため、圏域内の動向を伺って進めるだけではなく、市内で取り組める方法も探していく必要があると感じた。改めて、どこまで研修や実務ができていたら市民後見人等候補者の1人にできるのか、市民後見人像を整理し、社会福祉協議会ともすり合わせながら整備をしていきたい。

本日欠席の委員からも話を伺っており、ひとまず民法改正がされるまでにも、市民後見人として活躍していただく方を輩出できたらいいのではないかと、法人後見として受けている方も、市民後見人にリレーしていくことができれば、新たな法人受任にも繋がっていくのではないかと、ご意見をもらっている。

## 委員

7年度受講者のうち3名が辞退されたとのことで、その中で、理由として当初の市民後見人のイメージと、実際に話を聞いてイメージが違っていたとあったが、具体的にはどのようにイメージが違っていたのか。

## 事務局

元々は、金銭管理が主だと考えられていたようだが、市民後見人は基本的に見守り中心で、おそらく研修の中で尾張東部さんの取り組みが報告されて、週に1回ご本人と面会するのが示されていたと思うが、ご本人との関わりが多くなるとそこは少し負担に感じるというように言われていた。その負担が思ったよりも大きいというところで、イメージが違ったと伺っている。

## 社会福祉協議会

6年度、7年度と受講された方がいる中で、なかなか市民後見人の活躍の場が圏域でも明確に整っていないと実感している。受講された方は、市民後見人として活躍したいと受講されてきているかと思うし、8年度も受講が始まっていくが、受講したもののそのまま、実際に活躍まではいけない状況かと思うが、市として考えることがあれば、教えていただきたい。

## 事務局

6年度の修了者は、元々ボランティアや日常生活自立支援事業の支援員として、積極的に福祉と関わっていただいていたため、現状の活躍の場には繋がっていない。そのような方々は、市民後見人として活躍したいとの意向が強いとは思いますが、活躍していただくにあたって、市民後見人像を自治体で明確に定めなければならないと思っている。市のケース検討会議で受任調整する中で、候補者として推薦できるような方を養成するとなると、どこまで研修を受けていただいたり、力をつけていただいたりした方を繋げて良いのかがまだ定まっていない。社会福祉協議会とも一緒になって動かなくてはいけないと思うため、現状もふまえて、より話し合い等をしていきたい。

### (3)あま市成年後見制度利用支援事業の見直しについて（資料4）

## 事務局

経緯として、10年ほど前からあま市在住の方の成年後見人をされている弁護士から、報酬助成の問い合わせをいただいた。あま市においては、令和3年

から市長申立てによらないケースも報酬助成の対象としているが、このことをご存じなかったとのことで、報酬は支払い済みとのことだったが、令和3年に遡って申請できるなら、その分の報酬をご本人に返還したいとの相談があった。

現状、実施要項には支払い済みの報酬に対する取り扱いや、申請期間については記載がない。曖昧さをなくすため、今後これらについても要綱に盛り込みたいと考えているため、あま市での取り扱いを検討したい。

まず、後見人等報酬費用については、民法第862条にて被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるとされており、報酬の支払いに係る債務は被後見人のみが負うと考えられるため、報酬が支払い済みの場合はすでに債権が消滅しており、助成の対象外になると考えている。なお、未払いの報酬については、民法第166条に基づき、債権者である成年後見人等が権利を行使することができることを知ったときから5年間は、要綱上の要件を満たせば対象になると考えている。これについては法律的な話になるため、委員にはご承知おきいただくに留め、後日、当市の顧問弁護士に確認の上、方向性を定めていきたいと考えている。

次に、申請期間については要綱に記載がないところが多く、設けていても自治体によってばらつきがある。海部圏域の自治体の要綱を確認したところ、申請期間を設けているところはなかったが、愛知県内まで広げると、安城市は、報酬付与の審判の確定日から起算して60日以内、小牧市が、報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して180日以内、刈谷市が報酬付与の審判決定日から1年以内とされていた。

当所としては、円滑に事務を進めるため、報酬付与の審判の確定日から起算して、60日以内とする方向で考えているが、実務的な面から見て適切かどうかを含め、検討いただきたい。こちらも、本協議会で意見を伺った上で、後日、当市の顧問弁護士にも確認し、要綱改正に向けて動いていきたい。

なお、欠席委員にも意見をいただいております。まず、支払い済みの報酬を助成の対象外とするのは、賛成されている。また、申請期間を設けることについても、こちらは市町村に決定の裁量があると話をいただいている。しかし、申請書類の内容にもよるが、ある程度期間を長く設けてもいいのではないかと、3ヶ月程度はあった方がいいのではないかと伺っている。

事務局としては、申請書類は家庭裁判所へ報告時に提出している一式の写しに、市の様式を1枚添付してもらうのみであるため、大きな負担になるとは考えにくく、コンパクトに60日にしたいと考えている。しかし、実際のところそうした場合に無理なく申請できそうか聞きたい。

委員

実際に携わっていらっしゃる方々、ご存じの方々から、ご意見を伺いたい。

委員

報酬助成の申請をしたことがないため不慣れだが、家裁から報酬決定がされて、それプラス書類的には具体的にどういうものが必要なのか。

事務局

資料4の様式第4号の後見人等報酬費用助成申請書の下の方に添付書類と記載があると思うが、申請書と申請時の添付はその4点となる。

委員

家裁に提出している書類をつけるとのことで、それほど難しく感じない。私は感想として、60日の期限でよいのではないかと思う。

委員

双方のお気持ちがわかってしまうため答えにくいですが、私個人的にはどちらでも良い。決められた期間でやる。

委員

一番大切なのは、利用支援事業があるということ、後見人等の方が知っていただくことだと思う。わからないと申請のしようがないが、あるとわかっているならば、本当に短くてもいいと思う。

事務局

60日でも問題はないとのお話をいただいたため、ひとまず事務局としてはその方向で検討を進めていきたいと思う。ただし、期間を設定するということが、実際に制度を使われる方がちゃんと使ってもらえるよう、どのように周知していくかということも含めて検討させていただきたい。

委員

ここまでの協議をふまえ、名古屋家庭裁判所からコメントをいただきたい。

名古屋家庭裁判所（オブザーバー1）

市民後見人の養成関係について、研修等を悩みながら1つずつ進められてい

ることがわかった。実際の市民後見人の活躍よりは、前段階にいるというところで聞かせていただいた。

裁判所の方でも市民後見人にふさわしいと思われる案件というのは結構あり、そういった案件を中核機関から繋げていただきたい。そうすれば、法人受任も進んでいくのかと思った。市民後見人の養成については、引き続きよろしくお願ひしたい。市民後見人になっていただいた後のフォローアップ体制の方もよろしくお願ひできたらと思っている。裁判所としても、受任者調整していただいた市民後見人の選任については、速やかに選任できるように努力する。

#### 名古屋家庭裁判所（オブザーバー 2）

民法の改正については、裁判所も当然関心が高いが、改正の1つの考え方として、本人のニーズに即した形が検討されると思われる。

その中で、今聞かせていただいた市民後見人の研修を通じて現行制度に加え、新たな制度についても理解を促進していただき、裁判所としても市とも連携していきながら、後見制度を運用していけたらと感じた次第である。

- 3 第11回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催  
（次回は令和8年8月頃に開催予定）
- 4 その他  
（事務連絡等はなし）